

山梨のものづくり魅力発見事業業務 に係る企画提案募集要項

山梨のものづくり魅力発見事業業務（以下「業務」という。）の委託に関し、十分な企画力及び実施力を備えた事業者から業務の企画提案を募るものとする。この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）として、次のとおり定める。

1. 事業の趣旨

本事業は、県内の小中学生を対象として、本県の基幹産業である機械電子産業や、特色ある地場産業など、本県のものづくり産業の魅力を発見し、県内のものでづくり産業への関心を高めてもらうことにより、将来の本県産業を支える人材の育成・確保につなげることを目的に、製造現場である工場の見学や体験学習を行うバスツアーを実施する。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託

(2) 業務内容

「山梨県のものづくり魅力発見事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月8日まで

(4) 業務完了報告書の提出時期

令和6年3月8日まで

(5) 委託料上限額

2,615,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

3. 応募資格

民間事業者、財団法人、社団法人、NPO法人等で、次の条件を全て満たしている者とする。

- ・旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く）

く。)でないこと。

- ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- ・山梨県内に事務所を置き、県内小中学校及び見学先企業との打合わせ等に迅速に対応できる事業者又は法人等であること。
- ・5年以内に小中学生を対象にした工場見学又は類似業務を実施した実績を有し、本件業務を適切に履行できる者であること。

4. スケジュール

募集要項等の交付開始	令和5年6月23日（金）
募集要項に関する質問受付期限	令和5年6月30日（金）
募集要項に関する質問回答期限	令和5年7月4日（火）
企画提案書等の応募期限	令和5年7月14日（金）
書類審査	令和5年7月19日（水）予定

5. 応募手続き

前記2の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月14日（金）午後4時（必着）

(2) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 産業労働部 労政人材育成課 担当：篠原

(3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

(4) 提出書類

- ①企画提案申込書（様式1号）
- ②会社概要等整理表（様式2号）
- ③会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ④企画提案書（様式3号、様式3号別紙）
- ⑤見積書（様式4号）
- ⑥誓約書（様式6号）
- ⑦財務諸表の写し（直近のもの）
- ⑧旅行業法に基づく旅行業（第1種旅行業務又は第2種旅行業務に限る。）の登録を受

けていることを証する書類の写し

⑨その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(5) 提出部数

4部（正本1部、副本3部）

(6) 留意事項

①企画提案は、前記2の(1)の業務に対し、1社1案とする。

②提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

③提出された書類は返却しない。

④提出後に応募を取り下げる場合は、取下願（様式7号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却する。

⑤審査は提出された企画提案書により書面で行うが、その内容について提案者に書面等により意見聴取することがある。

⑥次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- ・前記3の応募資格のいずれかを満たさなくなった場合
- ・提出書類が所定の期限までに整わなかった場合
- ・見積額が、前記2の(5)の委託料上限額を上回っている場合
- ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・誤字・脱字等により提出書類の必要事項が確認できない場合
- ・その他不正な行為があった場合

⑦企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、全て提案者の負担とする。

6. 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記に問合せること。

(1) 受付期間

令和5年6月30日（金）まで

(2) 質問方法

質問書（様式5号）により、電子メールで提出すること。（件名：山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に関する質問書の送付（申込者名）とすること。）また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 質問先

山梨県 産業労働部 労政人材育成課

電子メールアドレス：rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

電子メールアドレス：shinohara-ajyh@pref.yamanashi.lg.jp

（メールは以上の2つのアドレスへ送付すること）

(4) 回答方法

回答は、令和5年7月4日（火）までに、山梨県産業労働部労政人材育成課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接

に関わるものについては、質問者に対してのみメール等により回答することがある。

(5) その他

電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関連のない質問や本企画提案の公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

7. 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

・審査は複数の審査員により、提出された企画提案の内容について、下記(2)の審査基準に基づく書面審査を行い、審査の採点の合計で最も高かった者を第1位の委託業務実施候補者とする。

・審査結果は採否にかかわらず、郵送により書面で通知する。

(2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
バスツアーの企画	40	<ul style="list-style-type: none">・バスツアーの内容が、参加者が工場見学や体験を通じて、ものづくりへ関心を高め、企業やものづくりの魅力を発見できる内容となっているか。・バスツアーの行程、バスツアーに係る添乗員、交通の手配等が適切であるか。
バスツアーの調整、運営方法	30	<ul style="list-style-type: none">・参加する小中学校及び見学先企業との事前の打ち合わせや連絡調整の内容、バスツアー当日の運営方法が適切であるか。・バスツアー中の、参加者の安全に関する対策、企業の情報に関する対策、対応方法等、バスツアーの運営方法が適切であるか。
業務の実施体制	10	<ul style="list-style-type: none">・確実に業務を遂行できる人員体制、連携体制となっているか。・業務実施のスケジュールは適切なものとなっているか。
事業経費	10	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に見合った必要最低限の金額となっているか。・事業実施が十分可能な経費の積算となっているか。
実績、ノウハウ、経験	10	<ul style="list-style-type: none">・5年以内に小中学生を対象にしたバスツアー、工場見学等を実施した実績があるか。・過去の類似事業の実績、ノウハウ、経験などが十分であるか。

8. 受託事業者との契約等に関する事項

(1) 契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、契約保証金は免除する。

(3) その他

- ・ 審査の結果、第1位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。
- ・ 企画提案書を提出後、契約を締結するまでの間、前記3の応募資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとする。
- ・ 手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

9. その他

- ・ 企画提案に関する説明会を行わない。
- ・ 採用された企画提案の実施にあたっては、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上、内容を変更することがある。
- ・ 選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。
- ・ 申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的に使用しない。

10. 本件に関する問合せ

山梨県 産業労働部 労政人材育成課 人材育成担当 担当：篠原

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1567（直通）

FAX：055-223-1564

電子メールアドレス：rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

電子メールアドレス：shinohara-ajyh@pref.yamanashi.lg.jp

【様式1号】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

企画提案申込書

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に係る企画提案について、次のとおり応募します。

提出書類

- ・ 会社概要等整理表（様式2号）
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ・ 企画提案書（様式3号、様式3号別紙）
- ・ 見積書（様式4号）
- ・ 誓約書（様式6号）
- ・ 財務諸表の写し（直近のもの）
- ・ 旅行業法に基づく旅行業（第1種旅行業務又は第2種旅行業務に限る。）の登録を受けていることを証する書類の写し

【様式2号】

会社概要等整理表

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
	ホームページアドレス		電話番号（内線）
			F A X 番号
			E-mail アドレス

<会社（団体）の概要>

設 立 年 月		資本金（百万円）	
売上金（百万円）		従業員数（人）	
山梨県との契約 を行う事業所 （商号又は名称、 所在地、代表者の 役職・氏名）		関 連 会 社	

※ 会社概要など参考となる資料を添付してください。

<本業務に関連する過去の実績>

業務名称等	
主な内容	
業務名称等	
主な内容	

※1 「主な内容」の欄には、実施時期を記載するとともに、直近の年度から順に記載してください。

※2 記入欄は必要に応じて追加してください。

【様式3号】

企 画 提 案 書

1 参加小中学校

参加小中学校番号	所在地域	学年	参加者数
①	大月市（富士東部地域）	小学校5年生	55名（2クラス51名＋教員4名）
②	南アルプス氏（中北地域）	小学校5年生	45名（1クラス41名＋教員4名）
③	中央市（中北地域）	小学校5年生	60名（2クラス56名＋教員4名）
④	北杜市（中北地域）	中学1年生	25名（1クラス22名＋教員3名）
⑤	山梨市（峡東地域）	小学校4年生	20名（1クラス17名＋教員3名）
⑥	中央市（中北地域）	小学校5年生	57名（2クラス54名＋教員3名）
⑦	北杜市（中北地域）	小学校5年生	36名（1クラス33名＋教員3名）
⑧	南部町（峡南地域）	小学校4年生	12名（1クラス10名＋教員2名）

※この文書を含めてアンダーライン部分は留意事項です。提案書提出時には削除してください。

- ① 企画提案に基づき「2 見学先企業」、「3 企画ルート」を作成してください。
 ② 上記①～⑧の小中学校が参加する想定で、1校1社で1日2社を上限に見学するバスツアーを想定し、企画提案を行います。

- (ア) 「2 見学先企業」は、仕様書4（4）に定める企業から選定し、記載してください。
 ・選定にあたっては、参加者がものづくりへの魅力を感じ、ものづくり産業への関心を高めることができる企業としてください。
 ・見学先企業の提案にあたっては、事前に企業から見学受入の承諾を得てください。

2 見学先企業

No.	見学先企業名	所在地（圏域）	企業内容
(例)	〇〇電子工業(株)	甲府市〇丁目〇〇（中北地域）	電子機器メーカー
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

- (イ) 上記①～⑧の小中学校が、「2 見学先企業」を見学するものとして、企画ルート（参加小中学校と見学先企業の組み合わせ）作成してください。
 企業見学は、委託仕様書の4業務の基本事項（2）に基づき実施することとし、企画ルートは、1校1社（半日）で、1日に2社を想定した見学ルートとしてください。

3 企画ルート

No.	企画ルート番号	参加小中学校番号	見学先企業名
(例)	ルート1	①	〇〇電子工業(株)
1	ルート1		
	ルート2		
2	ルート3		
	ルート4		
3	ルート5		
	ルート6		
4	ルート7		
	ルート8		

(様式3号別紙)

- ① 様式3号に記載した企画ルート番号(1~8)、参加小中学校番号(①~⑧)、見学先企業名(住所)を記載してください。
- ② 企画提案は様式3号の①~⑧の小中学校が参加する想定で、学校ごとに様式3号別紙を作成し、「1 バスツアーの企画及び調整」、「2 バスツアーの運営方法」、「3 業務の実施体制」、「4 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性」の企画提案を行ってください。
- ③ ページ数に制限はありませんが、必要に応じ写真や補足資料等(様式自由)を活用し、理解しやすい内容としてください。

企画ルート番号	
---------	--

参加小中学校番号		見学先企業名 (住所)	
----------	--	----------------	--

1 バスツアーの企画及び調整

- ・工場見学や体験学習などバスツアーの企画内容について具体的に記載してください。(ルートについては行程表の添付も可)
- ・ものづくりへの興味関心を高める観点から、可能な限り体験学習を盛り込むこととし、体験学習の内容も併せて記載してください。
- ・バスツアーの行程(行程表も可)、バスツアーに係る添乗員数、交通の手配などの内容について記載してください。 ※体験学習：現地でものづくりの作業を行う学習

(参考) ルートの簡単な行程例

13:00 大月市内の小中学校から出発(バス移動)
××~○○までは高速道路を利用
13:40 ○○電子工業へ到着
13:45 ○○電子工業見学開始
(●●作業の体験学習を実施)
15:00 見学終了・アンケート実施
15:20 ○○電子工業を出発
16:00 大月市内の小中学校へ到着

2 バスツアーの運営方法

- ・参加する小中学校及び見学先企業との事前の打ち合わせや連絡調整の内容、バスツアー当日の運営方法について記載してください。
- ・バスツアー中の、参加者の安全に関する対策、企業の情報に関する対策、対応方法等、バスツアーの運営方法について記載してください。

3 業務の実施体制

- ・業務を遂行する人員体制、連携体制について記載してください。
- ・業務実施に向けたスケジュールについて記載してください。
(例) 9月:企業・対象校と日程調整、見学内容打合せ、10月:第1回見学実施など

4 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

- ・提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、担当者等の経験、資格、優位性などについて具体的に記載してください。

【様式4号】

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に係る企画提案

見 積 書

1 事業者名

印

2 見積金額合計

金 _____ 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

※ 別途積算内訳 (様式自由) を添付

※この文書を含めて以下アンダーラインは留意事項です。提案書提出時には削除してください。

- ① 消費税については10%で算出をしてください。
- ② 見積額は「山梨のものづくり魅力発見事業業務委託仕様書」に記載した委託業務内容を受託するのに必要な金額を記載してください。
(見積に計上する費用の例)
 - ・ 小中学校及び見学先企業との打合せ旅費などの費用
 - ・ バス費用
 - ・ 高速費用
 - ・ 旅行保険費用
 - ・ 工場見学に係る資料代、ものづくり体験材料費用
 - ・ その他の労務費 など
- ③ バスの手配、運行等による見積額は、参加人数、行程経路等も考慮したうえで、10月などのトップシーズンに実施するものとして最も経費を要する見込額での算出をお願いします。

【様式5号】

【送信先】

山梨県 産業労働部 労政人材育成課

E-mail: rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

E-mail: shinohara-ajyh@pref.yamanashi.lg.jp

送付日： 令和 年 月 日

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に係る企画提案

質 問 書

質問日		整理番号	
事業者名		事業者住所	
所属部署名		TEL	
質問者氏名		E-Mail	

(注意事項)

1. 質問は1問につき、1枚としてください。
2. 「整理番号」欄は記載しないでください。

【様式6号】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____

⑩

生年月日 昭和・平成 年 月 日

【様式7号】

取 下 願

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

連	電話番号		
	ファックス番号		
絡	担	部署名	
		氏名	
先	者	e-mail アドレス	

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に係る企画提案募集において、関係書類を添えて企画提案申込書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。